

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症
のうち中東呼吸器症候群の流行国について

検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が平成26年7月16日に公布され、平成26年7月26日から施行される。この改正により、検疫感染症として中東呼吸器症候群が追加されたところである。

中東呼吸器症候群の流行国については、下記のとおりであるので、検疫業務の実施に当たって遺漏なきを期されたい。

本通知は、平成26年7月26日から適用することとする。

記

中東呼吸器症候群が流行し、又は流行するおそれのある国は、次の国とする。

(平成26年7月16日現在)

地 域	国 名
中東地域	アラブ首長国連邦
	イエメン
	オマーン
	カタール
	クウェート
	サウジアラビア
	ヨルダン